明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令（**文部科学・経済産業**三）　二
〔告　示〕
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件（**厚生労働**一九七）　二
○特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）並びによしきりざめ（北大西洋海域）に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（**農林水産**九六八）　三
○船舶安全法第二十五条の七十において準用する同条四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（**国土交通**六一四）　四
○船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録を更新した件（**同**六一五）　四
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき船級協会の登録を更新した件（**同**六一六）　五
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の三十第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（**同**六一七）　五
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件（**同**六一八）　五
○道路に関する件（**四国地方整備局**八〇～八三）　五
〔国会事項〕　六
〔人事異動〕
内閣　法務省　最高裁判所　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
国家試験　七
第五十回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の実施（厚生労働省）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、三養基土地改良区の土地改良事業計画変更の認可関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　九
会社その他　三